

○浅野敏明市民課長 お答えいたします。

さっき蒲生吉夫議員からご指摘があったように、国民健康保険では、扶養者につきましては世帯主がすべて支払っているようなこともあって保険料を支払わないシステムにはなっておりません。一方、被用者保険の被扶養者については保険料の負担がなかったというようなことでありますので、国民健康保険の加入者から見ればやはり不公平だというふうな意見もございませぬ。やはり私もその方から見れば、そのとおりでございます。ただ、今まで払ってなかったのを、すぐその負担がある程度増加するということもなかなか厳しい面もあるというふうに思っていますので、見直しされてる軽減の延長や、それからたしか210万円までの方についても所得割の軽減などを今、見直しされているようでございますので、一気にそういった方向でなければ、ある程度の負担がこの制度を堅持するためには必要ではないかというふうに思っているところでございます。以上です。

## 大道寺 信議員の質問

○佐々木謙二議長 次に、順位2番、議席番号4番、大道寺 信議員。

(4番大道寺 信議員登壇)

○4番 大道寺 信議員 本定例会に当たり、通告してあります2点について質問いたします。

まず第1点目は、指定管理者制度についてであります。

この指定管理者制度は、法改正前の公の施設管理は地方公共団体のコントロールのもとで地方公共団体が2分の1以上の出資をしている法人、管理のための財団法人や社団法人等、土地改良区などの公共団体、農協、生協、自治体などの公共的団体を受託管理者としてきましたが、

平成15年9月に施行された改正地方自治法では、この管理委託制度を廃止し、株式会社を始め営利企業、財団法人等の公益法人、NPO法人、その他任意団体等を指定管理者に指定し、管理を代行させることができる制度であります。

これを受けて長井市でも、平成17年9月に「長井市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」が制定され、本年4月から文教の杜に指定管理者制度を導入し、本定例会では図書館に導入するための条例改正が提案されています。さらに地区公民館、市民文化会館、勤労センターなどが検討されています。私は、指定管理者制度に反対しているわけではなく、導入すればこれを継続していかなければならないと考えます。導入し、うまくいかなかったから直営に戻すということはできないと思います。そういった視点で基本的事項について、以下、質問いたしますので、その点をご理解いただき、答弁をお願いいたします。

まず第1点目は、導入の可否を判断する基準はについてであります。

指定管理者制度の目的は、多様な団体が有する固有のノウハウを公の施設の管理業務に活用し、住民サービスの向上と管理経費の縮減を図ることにあるとされています。また平成18年1月に策定された「指定管理者制度に係る基本方針(ガイドライン)」には、制度導入の基本的考え方として6項目が挙げられています。この目的に沿った検討を行って判断するということになるのだと思いますが、施設の担当部署のみの検討で進んでいるのではないかと考えます。市全体として目的や基本的な考え方に沿ったチェックを行い、導入の可否を判断することが必要と考えます。現在その制度を所管する部署も明確ではないのではないかと思います。条例や基本方針は総務課で担当したと思いますが、具体的な検討は所管部署のみとなっており、今後、制度自体の問題点、課題等を点検し、よりよい

制度にしていくことが必要であるという点でも所管する部署も明確すべきと考えます。導入の可否の判断基準に対する基本的考えについて、市長のお考えをお聞きをいたします。

第2点目は、導入することが目的になっていないかについてお聞きをいたします。

制度の目的は、住民サービスの向上と管理経費の縮減にあり、そのことが十分実現できることにあると考えますが、現在の検討されていることは導入すること自体が目的になっているように感じます。既に導入している文教の杜、検討している図書館、地区公民館ともに現在は業務委託をしているところですが、いずれもその理由に指揮命令権が大きな問題として挙げられています。確かに業務委託する際には議会でも派遣法との関係で「偽装請負ではないか」との指摘もありましたが、本当に業務遂行上、大きな問題となっているのか、あるいは法違反なのか、その点も明らかにする必要があります。他の施設でも一部業務委託をしているところもあり、大きな問題あるいは法に違反しているとするれば、すべて指定管理者に移行しなければならないのではないかと思います。また図書館では、「民間の手法で効率的な運営ができ、管理経費の縮減が期待できる」ということも挙げられていますが、法的に無料の施設になっており、指定管理料だけで運営する施設では経費の縮減は大きくは期待できないと考えられます。

以上のことから導入ありきとなっていないのか、教育長の見解をお伺いいたします。

第3点目は、行政のノウハウは蓄積されるのかについてお聞きをいたします。

指定管理者にほとんどすべての運営をゆだねることによって行政のノウハウが蓄積されることが懸念されると思います。図書館の場合は、図書購入は教育委員会に担当者を配置して行うとの考えが示されています。公民館は中央公民館を直営にすることから地区公民館と連携して

いくことから心配がないと言われるかもしれませんが、実際に運営にはかかわらないことからノウハウがなくなることが心配されます。どのような考えでノウハウを維持していくのかについて、教育長にお伺いをいたします。

第4点目は、制度に対する市民の理解はあるのかについてお聞きをいたします。

指定管理者制度についての市民の理解については、まだ不十分であると思います。既に市報等を通じて内容の周知はしておりますが、実際にはほとんどの市民が理解している状況ではないと思います。施設に指定管理者制度を導入するということが民営化するということにとらえている方が多いと思います。あくまでも運営委託であることなど、制度の内容、目的を説明する必要があります。特に公民館は現在の運営協議会との話を進めていますが、住民に対する説明は不十分であると考えます。現在の運営協議会は、事務管理公社の縮小に伴い主事の雇用組織を中心に再編した組織であり、指定管理者としての運営体としては対応できる組織ではないと思われます。地域活動の核となる拠点としての公民館であることから、地区住民の理解を得ることが重要であると考えます。具体的には、地区長会や地域の諸団体に対する説明及び地区全体の協力を得ることが必要であると考えますが、文化生涯学習課長の見解をお聞きをいたします。

第5点目は、指定管理者の事業税等の取り扱いはどうなのかについてお聞きをいたします。

指定管理者は、民間事業者、財団法人等の公益法人、NPO法人、その他任意団体などになりますが、当然ながら民間会社、法人格を有する団体は事業税課税の対象になると思いますが、任意団体の場合はどうなるかについてお聞きをいたします。

ご承知のように、かつて事務管理公社は消費税課税対象とされたということは記憶に新しい

ところですが、任意団体、すなわち人格のない諸社団等が指定管理者になることによって施設の利用率等収入を得ることになることから、これが収益事業とみなされ課税対象になることはないのか等について、税務課長の見解をお聞きをいたします。

次に、大きな2点目の水道水ボトルドウォーターについて質問いたします。

水道水の商品化については、平成20年度の施政方針では「ペットボトルとして商品化し、観光の目玉として全国にPRしていきたいと考えている」とされています。また本年3月の定例会では、我妻昇議員の一般質問でも水道水商品化について質疑が交わされ、「販売に向けて検討を進める」との答弁がされています。さらに5月9日付、山形新聞の記事では、「長井の水道水うまいよ 地下水100% 市が販売へ」のタイトルで、「長井市は地下水が水源でおいしいと評判の水道水を商品化し、この夏をめどに販売する。(中略)販売後は観光面などでPR材料に使うほか災害時の支援物資としても一定量保管する予定だ」と掲載されました。そして本定例会では、議案第68号 長井市水道事業会計補正予算第1号では、水道水ボトルドウォーターの製造及び販売に伴い、収入では販売収益50万円、支出では製造業務委託料として100万円が計上されています。そこで以下の3点についてお聞きをいたします。

第1点目は、目的は何かについてお聞きをいたします。先ほどもこれまでの経過について触れましたが、目的については施政方針や新聞記事では「観光面等のPR材料としていきたい」としています。また補正予算の説明では、「収入に5,000本製造し、1本100円で販売すると仮定し50万円を計上。観光のPR用にも使いたい」との話があったと聞いています。補正予算で収入で製造品全量を販売としていることから見れば、事業として進めていくともとれると思

いますが、この水道水ボトルドウォーターの目的は何かについて、市長のお考えをお聞きをいたします。

次に、水道事業会計で処理することは正しいのかについてお聞きをいたします。

1点目の目的とも関係しますが、このボトルドウォーターを水道事業所の事業として進めていくのであれば、公営企業会計の目的に沿っており、正しい処理になると思いますが、しかし、その場合は事業計画を提案し、承認を得なければならないと思います。まして予算計上どおりでいくと赤字となっていますので、事業として成り立つのか問題があると思われま

す。水道事業所長の考えをお聞きをいたします。最後に、今後の展開をどのように考えているかについてお聞きをいたします。

これも目的によって考えが違ってきますので、端的にお聞きをいたします。この事業は、今後

も継続するのか、単年度のみかについて、水道事業所長にお伺いをいたします。以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 大道寺議員のご質問にお答えいたします。

私の答弁すべきところは、まず1点目、指定管理者制度についての(1)導入の可否を判断する基準はということかと思

+

指定管理者制度導入により行革メリットがあるのかという、この2点が現状分析として、これで1つ導入に当たってそこをまず検討し、次の4点で検討を考慮するというふうにしております。

その4点目の1点目が、施設ごとに住民サービス向上と経費の効率的な活用を図るということ、あと2点目が、第4次総合計画で掲げる特定非営利法人、NPO法人ですね、との協働のまちづくりを推進するとともに民間事業者等を広く活用していくこと、それから3点目が、事業者の選定時や事業実施後などの適切な評価を行うということ、あと最後に、指定管理者による管理であっても市は公の施設の設置者として市民に対して施設の責任を負っていくと、この6つでございます。

本市では、指定管理者の運用、基本的な方針などについては大道寺議員ご指摘のとおりにより総務課が所管しまして、各施設における管理運営の方針については各施設を所管する課等の所管というふうに分担しております。指定管理者制度導入の可否につきましては、導入を検討しております所管課などが当該施設の管理運営について、制度の導入が基本的な方針に沿っているかどうかについてはもちろんでございますが、現在抱える問題点の解決につながるかどうか、当該施設の管理運営に係る法律の適用など各施設の専門的見地も含めて判断しなければならないというふうに考えております。このたびの図書館における指定管理者制度の導入についても、単に図書館内だけでの検討にとどまらず、教育委員会の中でさきに述べましたようなことを総合的に検討して今回の議会上程に臨んだものでございます。

次に、2点目の水道水ボトルドウォーターについて、私からは目的は何かということですが、関連がございますので、この(2)(3)についても若干触れさせていただきたい

というふうに思います。

まず、このたびの水道水のペットボトル化につきましては、私は大きく3つの目的があって、その実現に向けて今回上程させていただきました。まず第1点目は、水道水の利用・販売の促進でございます。ただし、これは市民向けのものでございます。具体的に申し上げますと、現在、上水道の加入率が低い地域が多々ございます。これは大字単位でございますけれども、そんなことから上水道加入率の向上と飲料水としての利用促進を図ると。加入率が60%台の地域もでございます。そんなことから市内外に長井の水道水のおいしさをPR、宣伝することにより加入率を向上させるとともに、市民の皆様には水道水を飲料水としてもっともっとご利用いただきたいと、飲んでいただきたいと、そして長井市の水道事業会計の安定化を図るということでございます。

この1点目の2つ目としましては、水道水の市外の方への販売ということでございます。これはペットボトルの販売に限らず考えております。というのは、現在、長井市の水道水の供給能力でございますが、これは長井市はそもそも第3次総合計画までは人口を5万人というふうに想定して基本計画を策定しております。ですからそれを上回る能力を水道も持っております。1日当たりの最大の供給能力が1万8,400トンでございます。これに対して現在の使用量はどのぐらいかといいますと、大体平均して1日9,000トンでございます。ですから5割ぐらしか実は利用していないと。しかしながら、水道の使用料につきましては県内でも残念ながら中位から上位の料金でございます。そんなことで、これを経営安定を図るためには、残り9,000トン以上の能力があるわけですから近隣の市町村で使っていただけないものかというねらいも実はございます。そんなことからこの2点で水道事業の安定化を図りたいという考え方

でございます。

あともう一つは、2点目となりますけども、水のおいしいまちとしまして、これは施政方針等々でも申し上げているような「水のおいしいまち長井」ということでの広い意味での観光PRということでございます。これからはもちろん食糧と水というのは大変な重要な資源になるわけございまして、食糧につきましては、ことしから始めておりますレインボープランの農産物のブランド化で安全で安心な長井の農産物ということをこれからPRしていくわけでございますが、それと同時に、大変おいしくて地下水100%の水道水がある長井市と、そして豊富な水資源のあるまちということをPRしてまいりたいと。

あと3点目といたしましては、水道事業者としての責務、これは災害時にライフラインの最たるものが水道でございます。そんなことから災害備蓄用としてのペットボトル化をやはり水道事業者として検討しなきゃならないということの3点でございます。

そんなことから、多目的で水道事業所の宣伝広告費の一環として営業利益の中からこれを今回は予算化して上程させていただいたという内容でございますが、やはり広い意味では、おいしい地下水が飲めるというのは県内では水道水では長井市だけでございますので、市民の皆様方の安全で、そしておいしい水が飲めるという誇りとか、そういったものも広い意味ではあるんじゃないかなというふうに思っております。

今後でございますけども、実は今回、直接水道事業所で製造することにしましたけども、当初、平成19年から検討してまいりましたのは、長井の水道水は供給しますけども、ペットボトルは民間で販売してもらうという考え方でずっと検討してまいりました。しかしながら、市内の民間事業者の方が何とかペットボトル化を図りたいと、やはり長井の水をPRしたいからと

いうことだったんですが、残念ながら多額の投資を必要とされるということから、ちょっと少し保留になっております。そんなことで、それがことしの春ごろ明らかになりましたので、じゃあ、観光PRとして、広い意味でのですけども、水道事業所の営業利益の中から50万円から100万円ぐらい割いて試験的にやってみようということ、今回販売に踏み切ったものでございます。

なお、そのほか例えば長井市内の公園、市の公園ですね、それと公衆用のトイレ、それから消防用水などで実は水道事業所の負担で、約238万円ぐらいでございますけども、本来であれば一般会計から支払わなきゃいけないものを水道事業所の方が利益を上げているということで、それを一般会計で払うべきものをそういうふう負担していただきながら広く水道事業として一般会計にも貢献していただいている部分がございますので、そういうふうにも今回も販売促進費用として計上させていただきましてけども、議員ご指摘のとおり、これから来年以降も続けるとしたらこういう形ではなく、やはり事業として成り立つかどうかということを中心に判断しながら行ってまいりたいと思っておりますし、ことしについても市のいろんな会議で使っていただくペットボトルの、例えばお茶とかですかそういったものを水道水として一般会計で購入いただいたり、あるいは地場産センターで商品として展示させていただくものを買っていただいたり、あとは商工観光課の方でも予算内ででございますけども、観光宣伝用に購入いただいたりと、そういったことはお願いしてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○佐々木謙二議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 大道寺議員のご質問2点についてお答えをしたいというふうに思います。

まず1点目の導入することが目的になってい

+

ないかということですが、指定管理者制度の導入に当たっては、現状の業務委託の状況把握、あわせて地方自治法の改正により公の施設の運営管理については直営、一部業務委託、指定管理者制度のいずれかにすることとされましたので、その点も十分に考慮した上で検討を行ってまいりました。

このたび指定管理者制度を導入できるように条例の一部改正を行う図書館については、平成18年度から業務委託を行って、入館者数とか貸出冊数の増加、レファレンスサービスの充実など成果も上がっておるというふうに思っています。しかし、委託者側である図書館長と職員、それに受託者側の社員が同一フロア内で同じような業務を行うという状況は、ここ2年間やってみて指揮命令のあり方を含めて決して効率的な運営とは言えないものがあるなというふうに感じているところです。また図書館業務全体を考えた場合、現状の業務委託は図書館業務の多くの部分を委託している状況でもありますし、一部業務委託とは言えないのではないかと考えております。図書館については、指定管理者制度を導入することが適当と考えたところです。

地区公民館についても、館長と主事の間に指揮命令が発生しないということで、組織的には問題があるのではないかとというふうに思っています。公民館に指定管理者を導入するのは組織上の問題だけではないわけですが、地域活性化活動の拠点施設として、これまでどおり住民主導型の長井方式をより推進させ、自主自立、協働のまちづくりなどの理念を実現する上では指揮命令権等の課題を克服でき、生涯学習、地域づくりの推進が図られる組織づくりが本制度の導入の大きなねらいというふうに思っています。

2点目の行政のノウハウは蓄積されるのかということですが、大道寺議員ご指摘の

ような懸念は想定されるのではないかとというふうに考えますので、指定管理者となった施設を担当する職員には、常に施設の現場との対話力を高める努力とか研修の必要があるというふうに考えています。また指定管理者制度を導入する際には、業務の詳細を定めた業務仕様書の作成が必要となりますので、その作業を通じて現場の状況を把握することにより業務の内容についてのノウハウを蓄積することができるものと考えています。また図書館については、教育委員会の担当に司書の資格を持つ職員の配置も一つの考え方かなというふうに思っているところです。

公民館への指定管理者制度は、現在、各地区公民館運営協議会との話し合いを行っている段階で、最終的な姿については確定しているわけではありません。中央公民館をどうするかは現在検討中ですが、いずれにしても各地区公民館との連携、連絡調整、指導、助言、相談などの行政の役割は必要ですので、そのような業務の中で地区公民館の運営状況と課題の把握が可能と考えております。地区公民館は昭和63年から公設民営である長井方式による運営を行ってきておりますので、住民主導による公民館運営のノウハウは十分蓄積されてきましたし、それらを担当職員に継承しながら、今後もできるのではないかとというふうに考えております。以上でございます。

○佐々木謙二議長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 ご質問ありました指定管理者の事業税等の取り扱いについてお答えをいたします。

法人税法及び消費税法におきまして法人とは、公共法人、公益法人等、協同組合等及び普通法人に分類されております。人格のない社団等も法人とみなされてございます。地方税法上におきましても人格のない社団等は収益事業を行う場合に法人とみなすとされてございます。お尋

ねの人格のない社団等が指定管理者として公の施設の管理を行う場合には、法人税法で示しております33種類の収益事業の請負業に該当することになりますので、その収益事業から所得が生じるときには法人税、法人事業税及び法人住民税が課税されることになるものでございます。所得が生じない場合は課税されませんが、申告義務はあるものとされております。

なお、法人住民税につきましては、収益事業を行っているかどうかを問わず均等割は課税されるものでございます。また消費税及び地方消費税につきましては、事業主体を問わず免税事業所に該当する場合を除き資産の譲渡を行えば消費税等の納税義務を負うものでございます。

以上のことから申し上げまして、任意団体、人格のない団体に指定管理者として市の施設の管理をお願いすることになりますと、法人税法上の収益事業であります請負業に該当することになりますので、施設の利用料等収入を得るか、得ないかにかかわらず課税対象となるものでございます。以上でございます。

○佐々木謙二議長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 大道寺議員の制度に対する市民の理解はあるのかについてお答え申し上げます。

大道寺議員ご指摘のとおり、指定管理者制度に対する市民の理解が進んでいるとは言えない状況にあるというふうに認識しているところでございます。そのような中で地区公民館への指定管理者制度の導入につきましては、昨年度策定いたしました「長井市公民館振興計画」の中で方向性が出されております。この計画の策定に当たりましては、地区公民館長会を7回、公民館主事会を6回、運営協議会会長会を1回開催してご意見をちょうだいして取りまとめたものでございます。

本年度に入りましてから、主に中央公民館長が各地区公民館に出向きまして地区公民館への

指定管理者制度についての基本的な考え方や導入までの流れについて説明を行ってまいりました。対象といたしましては、運営協議会の皆様方でございます。この説明につきましては、既に西根地区、伊佐沢地区、豊田地区で実施をいたしましたところでございます。他の地区につきましても6月中に実施の予定でございます。しかしながら、議員ご指摘のように運営協議会への説明だけでは地区の皆さんの理解を得ることは難しいというふうに考えておりますので、運営協議会に対しまして説明が終了した後に地区長会の代表の方や分館関係者などとの話し合いを持ちたいというふうに考えております。その際どのような方にお集まりいただくかにつきましては、その地区の事情もございまして、公民館長さん、運営協議会長さんなどのご意見をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○佐々木謙二議長 渡部政明水道事業所長。

○渡部政明水道事業所長 大道寺議員のご質問にお答えいたします。市長の答弁と重複する部分については、お許しをお願いしたいと思います。

長井市の水道水のおいしさと安全性をもっと広く市民の方々にPRすることによりまして、蛇口から水を飲むという文化の継承にもつながるものと考えております。あと製作されましたペットボトルにつきましては、地場産センターや観光協会などに買い取っていただく方法、また、さまざまなイベントなどがあるわけですが、そのイベントの実行委員会組織から買い取って販売いただく方法などについても今、検討しているところであります。そのことにより長井のおいしい水を全国にPRしまして、県内外に長井のよさを知っていただき、少しでも観光などのPRに役立てればと考えておるところでございます。

会計上の事例でございますが、先進事業体の

+

山形市水道部では、水道事業会計の3条予算の総経費に広告料として予算化しているとのこと。また、この件につきましては公益企業法に照らし合わせても問題ないと考えております。したがって、水道事業会計での処理につきましては問題ないと考えております。

また、事業認可についてであります。県に問い合わせしたところ、認可については必要ないとのことでありました。また山形市水道部にもお聞きしたところ、必要なかったとのことあります。

あと、2問目の今後の展開でございますが、今年度の反響を見まして十分検討しなければならぬと思っております。今後とも計画を立てまして、継続していきたいと考えております。

今後とも努力してまいりますので、市議会の皆様のご理解をお願い申し上げます。

○佐々木謙二議長 4番、大道寺 信議員。

○4番 大道寺 信議員 それぞれお答えをいただきましてありがとうございます。幾つかまた再質問させていただきたいと思っております。

まず、指定管理者制度の関係なんですけれども、市長からいわゆる所管の関係で総務課が所管だと、こういうふうに明確にさせていただきましたが、今の検討といいますのは、導入はほぼ教育施設、教育委員会所管の施設がずっとほとんどなんです。ですから教育委員会中心にやっていると、実際には総務課のかかわっている部分が非常にないということなんで、なかなか聞いてもはっきりしないということがありましたんであえてお聞きいたしました。

私が申し上げたいのは、教育委員会だから教育委員会は十分に検討したからそれでいくんだという、いろんな基本項目がありますけど、チェックしてやるんだということなんですけれども、しかし考えてみますとこれは長井市全体としての制度で、長井市全体として公の施設をこ

の制度を導入することによっていかに効率よくしていくかということなんです。だとすると、もう少しやっぱり横の関係ですね、ほかの部署との横の関係。さっき、後で申し上げますけれども、例えば税務の関係なんて恐らくそこまでならないはずなんです。その検討が。だからそういう意味からすると、検討段階でほかの部署も含めて、きちっとこれが本当に指定管理者制度導入にふさわしいのかどうかと、こういう検討がもっともっと私は必要ではないかと、こういう意味で質問をさせていただきました。その点について市長、お考えをお伺いしたいと思います。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 大道寺議員がただいまご指摘の点については、私もそのとおりだと思いますし、所管する課だけじゃなくて、いろんなかかわりのある課との連携で協議しなければならないというふうに思っております。ただ、今の指定管理者制度の進め方については、自立計画並びに行財政の計画の中で、既定路線として載っている部分でございます。例えば、ここには私ども図書館も果たしてこれでいいのだろうかというじくじたる思いはしております。しかしながら、現状のままでも必ずしもいいとは判断できない部分がございます。そんなことから計画のうって、あと主管課の意向を最大限尊重して、今回判断させていただいたということでございます。

○佐々木謙二議長 4番、大道寺 信議員。

○4番 大道寺 信議員 確かに行財政改革集中プラン、それに載っているからというので、図書館のどこにも一番先に出てくるんですけど、これは例えば行財政改革推進委員会からそういう提言ありましたということも含めてそういう計画に載っているんですね。けれどもそこは、本当に導入してふさわしいかどうかって検討されて載ってきたかということ、必ずしも私はそうじゃ

ないと思うんですよ。そこまできちっとしたかっていうと非常に問題あるところだと思うんです。

一番心配してるのは、先ほども申し上げたんですけれども、3年なら3年、指定管理者で期間ありますよね。実は3年やったら「うちはできません」という受け手側がなったときに、じゃあもう一回、直営に戻すんですかっていうことになっちゃうんですが、その辺が本当にあるんじゃないかって心配も実はあるんですよ。だからそういう意味で、「載ってるから」、「既定路線だから」というんじゃないかって、もう一度そこもきちっとやっぱり検討すべきではないかというふうに私は申し上げているんです。

先ほども導入することが目的になっていないかというふうなところでも申し上げたんですけど、私は民間業者で当然民間の経営手法っていうのはあって、そのノウハウがあって、効率的にやるということは非常にあると思うんですけれども、しかし、これ市長も民間の会社を経験されましたから、民間会社はやっぱり利益上げるといふ大きな目的です。そうすると、例えば収入が入ってくる部署であれば、収入をいかに上げるかということで非常に民間手法が生きて、それでうまく効率よく今度いく。あるいは管理経費も、そのことで縮減できるということがあるんですけれども、例で挙げますように、図書館の場合、入館料は取っちゃいけないわけですよ、本の貸出料は取っちゃいけないわけですよ。そうしますと、最初のときは正規職員も今現在ですと、例えば図書館では2人おられるから、その経費どんと落ちますよというのは落ちるんですよ。これが2年、3年いったら絶対そうはいかないんですよ、今度。収入入るものないわけですから、指定管理料だけでやるわけですよ。そうすると必ずしもそれは管理経費の縮減になったり、効率よくなったりということにならなくて、むしろそれは、あとは人件費をいかに抑

えるかしかなくなっちゃう。そういう心配あるんです。結局そうなる。民間は利益上げなけりゃやっていけませんから、何で生み出すかといったら、結局は人件費を抑制しなきゃいけない、こういうことになっちゃうんじゃないかっていう心配あるわけですよ。私はそういうことを申し上げてるんですよ。だからそういう意味では、集中改革プランに載ってるからだけで、既定路線じゃなくて、もう一度その辺はきちっとやるべきではないか、検討すべきではないかというふうに申し上げてるんで、もう一度その辺について市長お願いしたい。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 大道寺議員のご指摘のとおりでございます。ちょっと私も先ほど言葉が足りなかったんですが、例えば、たとえ集中改革プランとか自立計画に載ってるとしても、まだ具体的にやってないところがあるわけですね。例えば文化会館であったり、あるいは勤労センターとか。ただし、今回の図書館については、議員もご指摘のとおり、形として現在は株式会社に委託してるわけですね。これなぜそうなったのかと。私は非常に危惧しております。これが当初NPOということ想定して行っただと。NPOの場合は、目的が収益を上げることが目的でございませぬので、株式会社とはまた違った、市民にとっても、あるいは行政側としてもパートナーとしてやっていけるんですが、株式会社の場合ですと、特に使用料だけではないわけですから、大道寺議員のご指摘のとおり、人件費をいかに削減して会社の利益を上げるか。あるいは、委託料をたとえプロポーザルというふうな形でやったとしても、だんだん料金を上げざるを得ないだろうと、委託料をです。そんなことから、私は図書館については非常に疑問視しておりますが、ただしこれからまた直営に戻すというのも、残念ながらかなり厳しい現状だということで、今回は本当に3年前の契約のや

+

り方が悔やまれると。ベストではないんですけども、よりベターな形として、やはり指定管理者制度に向かわざるを得ないだろうと思います。これから進むのについては、議員がおっしゃるとおり、しっかりとそういった自立計画、集中改革プランにとらわれずにきちんと検討して行ってまいりたいと思います。

○佐々木謙二議長 4番、大道寺 信議員。

○4番 大道寺 信議員 じゃあそういう、これからの件についてはそういう進め方が必要ではないかと思しますのでよろしくお願ひしたいと思ひますが、図書館の問題についてはこの後、藤原議員が質問されるということですので。

先ほど教育長の方から、いわゆるノウハウの関係で確かに心配あるということで、担当職員なりに十分蓄積できるような教育訓練も含めてそういう配置もしていきたいということなんですけど、ここで非常に疑問なのは、先ほど図書館の担当で司書を持つてる方の配置も考えてるとおっしゃったんですが、そうすると、結局は今図書館にそういう人いなきゃいけないから指定管理者にしたんだけど、また教育委員会でその司書の人が要ということになると、何ですかと、こうなっちゃうんですよ、考え方として。結局、人をもう一人、職員として配置しなきゃいけないと、こういうことになってくるんですよ。そこが非常に疑問なところがあるんですよ。だけどノウハウをやっぴりちゃんと蓄積していくにはそういうやり方しかないということなんですけども、その辺はやっぱり本当にどうあるべきかっていう指定管理者制度そのものの関係もあるんですけどね。非常に難しいところだと私は思うんで、ぜひその辺はどうあるべきかっていうのは、もう少し検討すべきじゃないかと。質問、確かにその心配あるんでこういうことをしたいというんだけど、結果的にいうとそれだけ経費かかっちゃう。片方で経費下げようと思っぺ一生懸命するんだと

言いながら、経費はやっぱり人件費かかっちゃうということですね、配置すると。専門で全部100%するのかっていう問題もあるんですよ。その辺の仕組みについて、まだ流動的だと思うんですけど、もう一度その辺についてお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○佐々木謙二議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 図書館なり公民館を指定管理者にした場合に、やっぱりその担当職員を行政側に置かなきゃならないと私は思っています。それで、図書館と公民館を兼務するような、何か組織内でいろいろ検討して、とにかく担当する職員を置くと。図書館を指定管理者にすれば2人減るわけですね、市の職員。もしも、中央公民館、指定管理者できませんが、中央公民館を検討して、その職員も2人減るといふようなことになれば4名の減になります。そこに1人の職員を教育委員会の文化生涯学習課に配置するとすれば、私は経費の削減っていうのは可能なんじゃないかというふうに思っています。ただ、いろいろ検討してみないとわかりませんけれども。今のところはそんなことです。

○佐々木謙二議長 4番、大道寺 信議員。

○4番 大道寺 信議員 これはまた検討ということですので、非常に難しいところだなというところですね、そのところは。

さらに、先ほどちょっと順序逆になるかもしれませんが、指揮命令の関係を非常に大きな問題だって言われてるわけです。私、質問してるのは、明確に法違反になるんだとすれば、例えば、学校給食共同調理場だって同じなんですよ。ところが多分、学校教育法か何かでだめだってなってるかわかりません。だけど法違反でそこ大きな問題だとすれば、そういうところあるわけですよ、ほかに。だとすれば、そこをすぐにしなきゃいけないっていう問題になるんじゃないですかって質問を申し上げてるんです。だから、明確に法違反なんだと。いわゆる

派遣法上の問題あるんだということなのかどうか、その辺についてももう一度ご答弁いただけますか。

○佐々木謙二議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 今の業務委託関係が法違反であるかどうかというのは、私は正確にはわかりません。ただ、今の状況、図書館であれば館長と職員、公民館であれば館長と主事、指揮命令権がないわけですから、その人間関係が崩れた場合に私は運営が非常にしにくくなるんじゃないかというふうに思っています。そういう点から、やっぱり日常的にというか、指揮命令でも適宜性ってあると思うんですよ。ある程度期間を置いてから、代表同士が話し合っただけで済むということじゃなくて、その都度その都度指揮命令ができるような体制の方がより効率的でないかという考え方もありますし、法に違反するかどうかというのは、ちょっとその辺は正確にはわかりません。ただ、そういうふうな状況の中で、きちんとした指揮命令のとれるような組織の方がよりベターではないかというふうに思っています。

ほかにもそういう業務委託の施設があるわけですので、やっぱりさっきから大道寺議員ご指摘のように、市全体でそういうふうな今の業務委託の状況を出しながら検討することが必要なんじゃないかというふうに思っています。

○佐々木謙二議長 4番、大道寺 信議員。

○4番 大道寺 信議員 例えば、偽装請負なんというのが、これ社会的にも問題になっているわけですね。ただ、今、偽装請負に多いのは、やっぱり結局、製造会社でラインに入っていて、派遣だって言いながら実質的にはみんな毎日のようにそういうふういきちっと命令するからこれ偽装だって言われるんだけど、例えば公民館とか図書館みたいに毎日、何をやるかっていうのはその責任者がちゃんと指示するところと、もう大体定型的に決まっているところ、特に公

民館なんてそういうところなわけですよ。主事が全然裁量でできるところで、あとは相談というところがちょっと出てくるだけで、むしろそういうところは、総務課長とこの前話したのは、連携っていうんですか、連携協力しながら進んだっていう、この仕事をね。そういう考え方もあるわけですよ。明確に法違反であればすぐ変えなきゃいけないんです。これは一部業務委託するときに問題になったわけですよ。だけど教育委員会含めて市側は、「これは問題ないんです」と言って入れてきて、指定管理者制を導入する時、「これ大きな問題です」というふうにいかに一番だっというところが、ちょっと私はそこははっきりしてもらわなきゃいけないと。教育長は全体をもう少し、まだほかの検討の部署あるんでもうちょっと明らかにきちっとしていくというのかな、検討するということをおっしゃったからそれはそれでいいんですけども、さっき言ったように、導入が目的、これ一番問題なんですけど、すぐ解消しなきゃいけない。それには指定管理者だっというところに直に、大きな要因にしているっていうのは、私はちょっと違うんじゃないかって思うんです。その辺もうちょっときちっと、おっしゃるように大問題であればそこははっきりして、ほかのところも早くやりましょうということになるんだと思うんですけど、ぜひそういう検討をもう一度さらに行っていただきたいと思います。

それから、先ほどいわゆる事業税の関係でお聞きしたのは、事務管理公社も記憶に新しいところで、それは対象じゃないと思っているところが国税から指摘があって5年間取られたんですね。そこから事務管理公社を縮小してなくしてやりましょうといったことがあるわけですよ。今回の、じゃあ財団法人も実は多分法人税、事業税の対象になるだと思っと思います。任意団体もそうですね。それから今、検討されている地区の公民館とか運営協議会とか、文教の杜も財

+

団法人にもう行きましたから、じゃあその事業税は市で持つんですか、それともその指定管理者が。だからそこは、じゃあそういうのちゃんとそこまで頭入れてやっているんでしょうかと。

仮に一番心配しているのは、マイナスになったら補てんしないという、その決めだと思えますよ。そうすると、マイナスにしないにはその指定管理料を年度末にいかにかすかっていることを考えるわけですよ。ちゃんとこう回ってますから、継続してますから。そうするとその収益によって収益出ますよね。それはわかりませんが、私も専門家ではありませんから。そうすると法人所得税取られるなんていうことになっちゃったら、本当にそれまで示して請け負いますか請け負いませんかってやらないと、申告までしなきゃいけないってことですよ。それだけの今度は経理っていいですか、会計処理しなきゃいけない。すると会計処理する人が全部またその仕事、今のままの主事の皆さんにどおんって来るかっていう心配も出てるわけですね、はっきり言って。仕事だけふえていくと。それで、税法の関係っていうか、法人税、私もちょっとやったことあって難しいんです。専門でないととっても片手間にはできないですよ。だからそこまで考えてきちっとやっぱり公募するんでも何にしてもやっていかないと、これ非常に難しいんじゃないかと思うんですよ。

1点だけ、文化生涯学習課長にお聞きしたいんですけども、文教の杜の場合は財団法人文教の杜ながいに対する法人税の取り扱いの部分っていうのは指定管理料っていいですか、そのところはどういうふうに見られているんでしょうか。

○佐々木謙二議長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 文教の杜の指定管理料の算定に際しましては、事業税の部分は算定の中には入ってございません。文教の杜にお

聞きしました結果、文教の杜では税務署と協議を、19年度までの場合ですが、事業税は支払っていないかったと。税務署との協議の中で、税務署からは実費弁償による事務処理の受託等の確認についてというふうなことで、その中では利益は生じていないというふうな考え方から税は生じていないというふうなことのようにございます。ただ、20年度の場合ですと、これから税務署との協議を進めたいというふうなことでございますので、そういった中身を受けながら21年度以降どのようにしていくかは財団と話し合いを持ちたいというふうに考えているところでございます。

○佐々木謙二議長 4番、大道寺 信議員。

○4番 大道寺 信議員 やっぱり実際にこの制度を導入してきちっとうまくやるにはそういうところまでちゃんとしていかないと、非常にやっぱり後で問題になったということになると、受けるところなくなりますよ。最初のうちはいや、ない、変わりないんです。導入してしまえばいいんですっていうやり方でやってたらそうなると思うんです。だからぜひその辺もきちっとやっていただきたいと思います。

時間もありませんので、最後に、水道水のペットボトル化について、市長から4項目にわたっての目的だというお話をお伺いしたんですけども、あえてお聞きしますけど、主目的ですね、4つのうち。例えば平成20年度でいいですよ、平成20年度の主目的っていうのはどこに置かっていうふうに考えておられますか、市長にお伺いしたいと思います。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 1つに絞るとすれば、やはり長井の水道水はおいしいということのPRです。以上です。

○佐々木謙二議長 4番、大道寺 信議員。

○4番 大道寺 信議員 おいしいっていうことは市民向けも外部もということですか。これは

非常に市長もうまい答弁されたと思うんですけど。ぜひ、これは事業化できるかどうかって、採算合うかどうかっていうのは、多分3月の予算総括ですか、我妻議員、一般質問かな、でやりとりされましたように、これ非常に難しいですよ。特にその流通をどうするかとか、その水道事業所で実際に事業として販売してやっていくのだから非常に難しい問題あると思うんですよ。今回はまず試験的というお話もありますから、いろんなPR用を主にとということはいんだらうと思うんですけども、やっぱりこの1年かけて本当これがどうあるべきかと。毎年PR用で、PR用でということになっちゃうと困るんだと思うんですね、いつまでも。まあそれはそれでいいですよ、ずっと言われてもいいんですけども、事業化っていうと非常に難しいところありますので、できればいいと思うんです。水道事業所の収益にそれ上がるのであれば。だからそれについてはやっぱりきちっと検討していただきたいというふうに思います。

最後にもう一つは、会計上の問題で、実は本当に公営企業会計として済むものかということも質問したんですけども、市長あるいは水道事業所長おっしゃったように、今回、例えば観光に使うってなれば、一般会計の方で引き取るものについてはそういう処理していきますよと、こういうお話がありましたが、20年度はそういう処理をしていくと、こういうことでよろしいんでしょうか。予算内っていうことですね。予算を超えるのであれば補正ということが必要なんじゃないでしょうか。現在の市長のお考えは、一般会計の予算の範囲内でそういう買い取るものは買い取ると、一般会計の方でね。ということを進めるということよろしいでしょうか。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

やはり20年度の一般会計は何とか国の方針が変わったもんですからこうしていただけるんです

けども、本当に厳しい状況だったと思うんです。ですから、例えば敬老会とかも中止しましたし、いろんなそのほかあるわけです。一般会計からこういったことで100万円税金でつぎ込むっていうのは、私は違うだろうと。ですから、水道事業所は企業会計なわけですから、その企業会計の中で利益があるからできるんです。できなかつたら当然こんなことはできないわけですけども、そんなことで、まずことしは企業会計のいわゆる広告宣伝費という名目で。そして一般会計の既決予算の中でそれを買っていただくということで、商工観光課あるいは地場産センター、それぞれの課の方をお願いしたいというふうに思っています。

○佐々木謙二議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

+

○佐々木謙二議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

なお、大沼久議員から早退させてほしい旨の申し出があり、許可いたしました。

また、午後の会議に宇津木正紀図書館長の出席を要請しておりますので、ご報告いたします。

### 藤原民夫議員の質問

○佐々木謙二議長 それでは、順位3番、議席番号12番、藤原民夫議員。

(12番藤原民夫議員登壇)

○12番 藤原民夫議員 私は通告しております